

育児・介護休業等に関する規程

(全面改訂)

協栄コンサルタント株式会社

令和7年4月

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	
第2章 育児休業制度	1
1. 育児休業	
第2条 (育児休業の対象者)	
第3条 (育児休業の申出の手続)	
第4条 (育児休業の申出の撤回)	
第5条 (育児休業の期間等)	
2. 出生時育児休業 (産後パパ育休)	
第6条 (出生時育児休業の対象者)	
第7条 (出生時育児休業の申出の手続等)	
第8条 (出生時育児休業の申出の撤回等)	
第9条 (出生時育児休業の期間等)	
第9条の2 (出生時育児休業中の就業)	
第3章 介護休業制度	9
第10条 (介護休業の対象者)	
第11条 (介護休業の申出の手続)	
第12条 (介護休業の申出の撤回)	
第13条 (介護休業の期間等)	
第4章 子の看護等休暇	11
第14条 (子の看護等休暇)	
第5章 介護休暇	11
第15条 (介護休暇)	
第6章 所定外労働の制限	12
第16条 (育児・介護のための所定外労働の制限)	

第7章 時間外労働の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第17条（育児・介護のための時間外労働の制限）

第8章 深夜業の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第18条（育児・介護のための深夜業の制限）

第9章 育児のための所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）・・・ 16

第19条（育児短時間勤務）

第10章 柔軟な働き方を実現するための措置・・・・・・・・・・ 16

第20条（柔軟な働き方を実現するための措置）

第11章 対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置・・・・ 18

第21条（介護短時間勤務）

第12章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止・・・・ 18

第22条（禁止行為）

第23条（懲戒）

第24条（相談及び苦情への対応）

第25条（再発防止の義務）

第13章 その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第26条（給与等の取扱い）

第27条（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

第28条（円滑な取得及び職場復帰、制度利用支援）

第29条（復職後の勤務）

第30条（育児目的休暇）

第31条（年次有給休暇）

第32条（法令との関係）

附 則

育児・介護休業等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条

1. この規程は、協栄コンサルタント株式会社(以下「会社」という)の就業規則第46条に基づき、育児・介護のための休業、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関する取扱いを定めるものである。
2. この規程に定めない事項は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という)の定めるところによる。

第2章 育児休業制度

1. 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条

1. 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより、子が1歳に達するまでの間で、本人が申出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期雇用従業員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されない事が明らかでない者に限り育児休業をすることができる。
2. 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
 - ① 入社1年未満の従業員
 - ② 申出の日から1年（本条第4項から第7項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
4. 次のいずれかにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本項）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

①従業員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日までに育児休業をしていること。

②次のいずれかの事情があること。

(1) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

③子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

5. 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項又は第3項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

6. 次のいずれかにも該当する従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本項）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

①従業員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業をしていること。

②次のいずれかの事情があること。

(1) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

③子の1歳6か月の誕生日当日以降に本項の休業をしたことがないこと

7. 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第3項、第4項又は第5項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

（育児休業の申出の手続）

第3条

1. 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項および第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休

業申出書を提出することにより申出るものとする。なお、育児休業中の有期雇用従業員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2. 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

①第2条第1項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

②配偶者の死亡等特別の事情がある場合

3. 第2条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

①第2条第4項又は第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

②産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

4. 第2条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

①第2条第6項又は第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合

②産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

5. 会社は育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

6. 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対して育児休業取扱通知書を交付する。

7. 申し出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(育児休業の申出の撤回)

第4条

1. 育休申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届を提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。
2. 育児休業撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業撤回届を提出者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。
3. 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項又は第5項及び第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項又は第7項に基づく休業の申出をすることができる。
4. 休業開始予定日の前日までに子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第5条

1. 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。
2. 本条第1項にかかわらず、会社は育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
3. 従業員は、育児休業期間変更申出書により育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申出ることにより育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回限り行うことができるが、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内でそれぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
4. 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児

休業取扱通知書を交付する。

5. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日）

(3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合、産前・産後休業、または新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業期間含む）期間との合計が1年に達した場合、当該1年に達した日

6. 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日にその旨を通知しなければならない。

2. 出生時育児休業（産後パパ育休）

（出生時育児休業の対象者）

第6条

1. 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期雇用従業員にあつては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2. 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入社1年未満の従業員

(2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(出生時育児休業の申出の手続等)

第7条

1. 出生時育児休業をすることを希望する従業員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書を提出することにより申出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期雇用従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
2. 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申出ることとし、まとめて申出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
3. 会社は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
4. 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
5. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第8条

1. 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。
2. 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
3. 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
4. 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第9条

1. 出生時育児休業の期間は、原則として、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。
2. 本条第1項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
3. 従業員は、出生時育児休業期間変更申出書により、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
4. 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。
5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。)
 - (2) 子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合
子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日
 - (3) 子の誕生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合
子の誕生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日
 - (4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日
6. 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業中の就業)

第9条の2

1. 出生時育児休業中に就業することを希望する従業員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに提出すること。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。
2. 会社は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等の申出書を提出した従業員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。従業員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。会社と従業員の双方が就業日等に合意したときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
3. 出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。
 - (1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（1日未満の端数切り捨て）
 - (2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下
 - (3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間
4. 本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、会社は速やかに申出が撤回されたことを通知する。
5. 本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業前日までに提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、会社は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
 - (1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
 - (2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
 - (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
 - (4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

第10条

1. 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員は除く）は、この規定に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期雇用従業員にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。
2. 本条1項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
 - (1) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
 - (3) 入社1年未満の従業員
3. この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 上記以外の家族で会社が認めた者

(介護休業の申出の手続)

第11条

1. 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を提出することにより申出るものとする。なお、介護休業中の有期雇用従業員が労働契約期間を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。
2. 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、本条第1項の後段の申出をしようとする場合にあつては、この限りでない。
3. 会社は介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
4. 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出者（以下「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回)

第 12 条

1. 申出者は介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届を提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
2. 介護休業撤回届が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
3. 同一対象家族について 2 回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、会社がこれを適当と認めた場合には、申出ることができるものとする。
4. 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないことになった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会社はその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第 13 条

1. 介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日の範囲内で介護休業申出書に記載された期間とする。
2. 本条第 1 項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
3. 従業員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の 2 週間前までに会社に申出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。
4. 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないことになった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は事由発生の日から 2 週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）
 - (2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護

休業の開始日の前日

6. 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護等休暇

(子の看護等休暇)

第14条

1. 小学校第3学年修了までの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は次に定める当該子の世話等のために、就業規則第42条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合1年間に月5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話
- (2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること
- (3) 感染症に伴う学休閉鎖等になった当該子の世話
- (4) 当該子の入園（入学）式、卒園式の参加

ただし、事業主は労使協定によって除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の従業員からの子の看護等休暇の申出は拒むことができる。

2. 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
3. 取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申請書を事前に申出るものとする。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途に定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
5. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合において、労務提供がなかった時間に対する賞与は支給しない。
6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第5章 介護休暇

(介護休暇)

第15条

1. 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則第42条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合1年間に

月 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、看護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、事業主は労使協定によって除外された、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員からの看護休暇の申出は拒むことができる。

2. 看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
3. 取得しようとする者は、原則として、看護休暇申請書を事前に申出るものとする。
4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途に定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
5. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合において、労務提供がなかった時間に対する賞与は支給しない。
6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第 6 章 所定外労働の制限

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第 16 条

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
2. 本条第 1 項にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。
 - (1) 入社 1 年未満の従業員
 - (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
3. 会社は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
4. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後 2 週間以内に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
5. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。

この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。

6. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
7. 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第17条

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第34条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
2. 本条第1項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する従業員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。
 - (1) 日雇従業員
 - (2) 入社1年未満の従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
4. 会社は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

5. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後 2 週間以内に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
6. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。
7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 本条第 7 項第 1 号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

第 8 章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第 18 条

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第 38 条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。
2. 本条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。
 - (1) 日雇従業員
 - (2) 入社 1 年未満の従業員
 - (3) 請求に係る家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員
イ. 深夜において就業していない者（1 か月について深夜における就業が 3 日以下の者を含む。）であること。
ロ. 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。
ハ. 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でなく、産後 8 週

間以内でない者であること。

(4) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(5) 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

3. 請求をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を提出するものとする。
4. 会社は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
5. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後 2 週間以内に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。
6. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。
7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 本条第 7 項第 1 号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。
9. 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
10. 深夜業の制限を受ける従業員に対して、会社は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 育児のための所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）

（育児短時間勤務）

第19条

1. 3歳に満たない子を養育する従業員は、申出ることにより、就業規則第30条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

2. 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

- （1）日雇従業員
- （2）1日の所定労働時間が6時間以下である従業員
- （3）入社1年未満の従業員
- （4）1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3. 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により申出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。

4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

5. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 柔軟な働き方を実現するための措置

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第20条

1. 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（対象従業員）は、柔軟な働き方を実現するために申出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。

- （1）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- （2）テレワーク

2. 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの柔軟な働き方を実現するための措置の申出は拒むことができる。
- (1) 日雇従業員
 - (2) 労使協定によって除外された次の従業員
 - イ. 入社1年未満の従業員
 - ロ. 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. 本条第1項第一号に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。
- (1) 対象従業員は、申出ることにより、就業規則第30条の始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。
 - ・ 通常勤務=午前8時00分始業、午後5時00分終業
 - ・ 時差出勤A=午前7時始業、午後4時終業
 - ・ 時差出勤B=午前9時始業、午後6時終業
 - ・ 時差出勤C=午前10時始業、午後7時終業
 - (2) 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Cのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1か月前までに、時差出勤申出書により申出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児時差出勤取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。
4. 本条第1項第2号に定めるテレワークの措置内容及び申出については、次のとおりとする。
- (1) 対象従業員は、本人の希望により、1月につき10日を限度としてテレワークを行うことができる。
 - (2) テレワークは、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して実施することができるものとする。
 - (3) テレワークの実施場所は、従業員の自宅、その他自宅に準じる場所（会社の認めた場所に限る。）とする。
 - (4) テレワークを行う者は、原則として勤務予定の2営業日前までに、テレワーク申出書により所属長に申出なければならない。
5. 本制度の適用を受ける間の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しない。
6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第 11 章 対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置 (介護短時間勤務)

第 21 条

1. 要介護状態にある家族を介護する従業員は、申出ることにより、当該家族 1 人当たり利用開始の日から 3 年の間で 2 回までの範囲内で、就業規則第 28 条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時まで（うち休憩時間は、正午から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 6 時間とする。

2. 本条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

(1) 日雇従業員

(2) 労使協定によって除外された次の従業員

イ. 入社 1 年未満の従業員

ロ. 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

3. 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 2 週間前までに、介護短時間勤務申出書により申出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第 11 条から第 13 条までの規定を準用する。

4. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

5. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

6. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第 12 章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止 (禁止行為)

第 22 条

すべての従業員は、他の従業員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。また、自社の従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

①部下の育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

②部下又は同僚の育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

③部下又は同僚が育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

- ④部下である従業員が①～③の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する
上司の行為

(懲戒)

第 23 条

次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- ①第 22 条①～④の行為を行った場合

就業規則第 61 条に定める制裁のけん責、減給、出勤停止

- ②前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合

就業規則第 63 条に定める懲戒解雇

(相談及び苦情への対応)

第 24 条

1. 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談窓口は本社に設けることとし、その責任者は専務取締役とする。専務取締役は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。
2. 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの被害者に限らず、すべての従業員は育児休業・介護休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
3. 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、本社においては専務取締役へ報告する。報告に基づき、専務取締役は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の従業員等に事実関係を聴取する。
4. 前項の聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
5. 対応マニュアルに沿い、所属長は専務取締役に事実関係を報告し、専務取締役は、問題解決のための措置として、第 23 条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
6. 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

(再発防止の義務)

第 25 条

専務取締役は、育児休業・介護休業等に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

第 13 章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第 26 条

1. 育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。
2. 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日における勤務成績などを考慮して計算した額を支給する。
3. 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
4. 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第 27 条

介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に会社が納付した額を翌月 10 日までに従業員に請求するものとし、従業員は会社が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰、制度利用支援)

第 28 条

1. 会社は、従業員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該従業員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰並びに制度利用を支援するために、以下第一号及び第二号の措置を実施する。また、育児休業、出生時育児休業、介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、第三号の措置を実施する。
 - (1) 当該従業員に個別に育児・介護休業に関する制度等（育児・介護休業、出生時育児休業、その他の両立支援制度、育児・介護休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、育児休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。
 - (2) 当該従業員ごとに育休復帰支援措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。
2. 会社は、従業員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの間に、第 16 条から第 18 条の制度及び第 20 条に規定する措置等（措置の内容及び申出先）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

3. 会社は、従業員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があったとき、また、会社は、従業員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、当該従業員に対して、仕事と育児の両立の支障となる個別の事情の改善に資する事項（勤務時間帯、勤務地、育児両立支援制度等の利用期間など）に関する意向の聴取を実施する。

（復職後の勤務）

第29条

1. 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
2. 本条第1項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1か月前、介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

（育児目的休暇）

第30条

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、養育のために就業規則第42条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
2. 取得しようとする者は、原則として育児目的休暇申出書を事前に申し出るものとする

（年次有給休暇）

第31条

年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

（法令との関係）

第32条

育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

「育児休業規程」・「介護休業規程」廃止に関する附則

1. 「育児休業規程」（平成 21 年 4 月 1 日制定）及び「介護休業規程」（平成 21 年 4 月 1 日制定）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。
2. 前項の規定に関わらず、令和 7 年 3 月 31 日以前に発生した各規程に定める事項については、なお従前の例とする。
3. 本規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。